

フコク生命の 財形貯蓄

勤労者財産形成貯蓄積立保険

1 便利な給与引去りです。

保険料は給与や賞与から引去りされますので、便利で確実にたまります。

2 計画にあわせて自由な積立ができます。

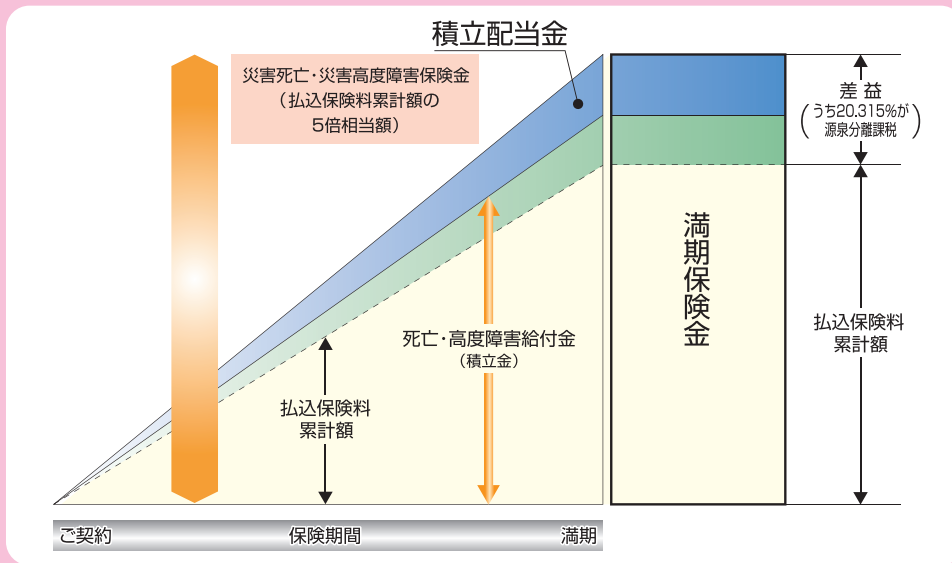
保険期間の延長や保険料の増額ができます。したがって、結婚・教育資金・海外旅行など、目的にあわせて積立ができます。

3 払込保険料累計額の5倍の災害保障付きです。

払込保険料累計額の5倍の災害死亡・災害高度障害保障が付きますので、万一のときにも安心です。

4 マイホームの融資が受けられます。

マイホームの購入資金に公的融資を利用できます。



満期時受取額例表

● 払込保険料 毎月1万円

保険期間	払込保険料累計額	満期保険金額	課税後受取額
3年	360,000円	約 360,230円	約 360,185円
4	480,000	482,760	482,208
5	600,000	606,750	605,401
6	720,000	732,210	729,769
7	840,000	859,160	855,328
8	960,000	987,630	982,105
9	1,080,000	1,117,650	1,110,121
10	1,200,000	1,249,230	1,239,385
15	1,800,000	1,931,520	1,905,216

● 払込保険料 毎賞与時(年2回)10万円

保険期間	払込保険料累計額	満期保険金額	課税後受取額
3年	600,000円	約 600,990円	約 600,793円
4	800,000	805,720	804,576
5	1,000,000	1,012,870	1,010,297
6	1,200,000	1,222,480	1,217,984
7	1,400,000	1,434,590	1,427,673
8	1,600,000	1,649,250	1,639,401
9	1,800,000	1,866,480	1,853,184
10	2,000,000	2,086,340	2,069,072
15	3,000,000	3,226,360	3,181,088

必ずお読みください。

「満額時受取額は変動(増減)します。」

- 記載の満期時の受取額は、現在の予定利率1.5%(平成25年1月現在)が満期時までそのまま推移したと仮定して計算したものです。財形法の改正または著しい経済変動その他の事情の変更により特に必要があると認めるときには、主務官庁の許可を得て、予定利率等を将来に向かって変更することがあります。したがって、記載の満期時の受取額は将来の受取額をお約束するものではありません。
- 配当金額は、それぞれの支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

- 満期時受取額は、積立配当金額を含んでおりません。
- 満期時受取額は、保険料が定期に払込まれたものとして計算しています。
- 払込保険料累計額とは、この保険契約の保険料として払込まれた金額の合計額をいいます。また保険料の累計限度額は3,000万円です。
- ご契約後34ヵ月以内で解約されますと、返戻金が払込保険料累計額より少なくなります。

満期保険金(または解約返戻金)額から払込保険料累計額を差引いた金額(差益)の20.315%が源泉分離課税(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)として課税されます。

ご契約に際して

●契約の形態

契約者、被保険者、満期保険受取人は同一の勤労者としてします。

●保険期間

3年以上です。

また、3年以上40年の範囲内で期間を延長または短縮することができます。

●責任開始日

事業主が第1回保険料を賃金から控除した日から当社は保険契約上の責任を負います。

●保険料のお払込み

保険料のお払込みは毎月の給与または賞与からの控除により、保険期間中定期にお払ください。

●配当金について

ご契約2年目からの配当金は所定の利率で積み立てておき、満期や死亡等の支払時にあわせてお支払いします。

●満期のとき

満了の日における積立金を満期保険金として、お支払いします。

●災害で死亡・高度障害のとき

被保険者が責任開始日以後に発生した災害、不慮の事故等を直接の原因として、それらが発生した日から180日以内でかつ保険期間中に死亡・高度障害のときは、それらの発生時における払込保険料累計額の5倍相当額を災害死亡・災害高度障害保険金として、お支払いします。

●病気で死亡・高度障害のとき

死亡・高度障害時の積立金を、死亡給付金として、お支払いします。

●保険料払込方法の変更

契約者は所定の手続きにより当社の定める範囲内において、この保険契約の保険料、または払込方法を将来に向かって変更することができます。

●保険期間の自動延長について

満期は事前にお知らせいたしますが、特にお申出がないときは、保険期間を毎年、1年ずつ延長します。

●退職時等のお取扱い

契約者が退職や転職等により、保険料が賃金から控除できなくなった場合には、退職または転職等の日から2年以内に解約の手続きをしていただきます。ただし、退職の日から2年以内に転職された場合に、転職先で当社あるいは他の金融機関による財形貯蓄制度が採用されている時は、所定の手続きによりご契約を継続させることができます。

●積立残高のお知らせ

積立金の残高は毎年1回以上契約者にお知らせいたします。

●次の場合には災害死亡・災害高度障害保険金をお支払いできません

- 被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 被保険者の犯罪行為、精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- 災害死亡保険金については、災害死亡保険金受取人の故意または重大な過失によるとき。
- 戦争その他の変乱、地震、噴火、津波によるとき。

●その他

- この保険には契約者貸付のお取扱いはありません。
- この保険には生命保険料控除の適用はありません。

の財形融資制度

	財形持家個人融資
貸付対象者(抜粋)	財形貯蓄等を継続して1年以上積立て、その残高が50万円以上の方。
貸付金の対象	住宅の新築・購入(中古を含む)・増改築資金、土地の取得資金(住宅資金と同時融資が条件)
融資限度額	住宅の建設費または購入費の90%以内で財形貯蓄残高の一律10倍で最高4,000万円まで(財形貯蓄残高は、財形年金貯蓄・一般財形貯蓄・財形住宅貯蓄の残高も通算されます)。
融資の手続き	独立行政法人勤労者退職金共済機構からの事業所を通した融資と独立行政法人住宅金融支援機構からの直接融資があります。

※手続き、利率等につきましては、貴社の厚生担当者または独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構、同業務を取扱っている金融機関にお問合わせください。この商品に係る指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。(社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス;http://www.seiho.or.jp/)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

富国生命保険相互会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2

フコク生命のホームページ <http://www.fukoku-life.co.jp>

フコク生命 法人サービス部 財形担当

電話 0476-47-5207

受付時間 平日9:00~17:00(12/30~1/3を除く)

担当者